

# 立命館大学法学部ニューズレター

## 第31号



## Newsletter

The Faculty of Law      Ritsumeikan      University

### 目次

「境界確定と地籍調査」 日本土地法学会第44回大会	安本典夫	2
立命館大学法学部叢書1号を刊行して	吉村良一	4
『法と政治学』を刊行して	岡野八代	6
刑法は劇薬なのだ 拙著『行為原理と刑事違法論』を語る	生田勝義	8
留学報告 中国の「大学改革」事情 清華大学における見聞から	宇野木洋	9
アメリカ留学報告(ケンブリッジ・シアトル)		
「幾つかのロースクールを訪問してみた」	出口雅久	12
2001年アメリカ、バークレイ	渡辺千原	17

## 「境界確定と地籍調査」

## 日本土地法学会第44回大会(2002年10月)

安本 典夫

「不動産ニ関スル物権ノ得喪及ヒ変更ハ登記法ノ定ムル所ニ從ヒ其登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス」(民法177条)。これをめぐってきわめて精緻な理論が構成され、また多くの判例があることはここに繰り返すまでもなかるう。

しかし、もし登記にあるのに、現地に土地がなかったらどうなるか。あったとしても、境界がはっきりしないということは珍しくない。精緻な理論のそもそもの前提がくずれかねないのだ。

“現地には目には見えないが筆界によって区分され、番号(番地など)をつけられた土地がある、”という前提にたつて、それを所有するのは誰かを示すのが「権利に関する登記」である。つまり、筆界による区分は登記の前提であり、当事者の合意によって動かせるものではない。契約や時効によって所有権界が動いても、筆界がそれにあわせて動くのではなく、筆界と所有権界がずれたとき、それを一致させようとすれば、分筆して登記を変更しなければならない。筆界はこのような意味で公法上の境界であり、所有権界は私法上の境界である。登記制度も、表示に関する登記と権利に関する登記に区別されている。境界確定訴訟も、非訟事件として、きわめて特殊な性格をもつ。従来の考え方は、このようにまとめられようか。

ところが、この「客観的に存在する」はずの境界が、現地のどこかは、はじめに述べたように、なかなか分からない。不動産登記法17条は地図を登記所に置くことになっているのだが、置かれている地図の多くは「公図」である。これは昔、地租をとるために作られた図面で、かなり杜撰なものである。もっと

も、かつては共同体の中で、溝1本でお互いに境界は確認されていたから、凡その位置を示す地図で事足りていたともいえる。しかし、今はそれでは役割を果たせない。それでも日常的には何とかその問題には触れないで近所づきあいをしていたのが、売買や用地買収とか、隣同士で角を突き合わすようになった時になって問題が噴き出してくる。隣人間でそれを解決しようにも、その資料を専門家に頼むなどしなければならず、費用は高額なものとなる。

登記制度の前提をなすものならば、国家の責任で境界の確定とその正確な地図の作成をやるべきはないか。現在、国土調査法にもとづいて地籍調査が行われている。これは、市町村が、国・都道府県合計75%の補助を受けて実施することになっている。もっとも、この進捗状況は低く、特に都市部、なかでも関西の都市部ではほとんど進んでいない。いずれにせよ、登記制度の前提が一種の機能不全になってきている。

このような中で、裁判外の紛争処理制度として、土地家屋調査士など専門家によるADR等も提起されている。

そこで、何らかの意味で境界を「確定」するルートである境界確定訴訟、ADR、地籍調査のそれぞれの法的性質、あり方を検討する中で、境界概念自体の意味を、その見直しをも視野にいれながら検討する、という趣旨で、今年度の日本土地法学会の「境界確定と地籍調査」が企画された。報告は次の通りである。

「境界と所有権界 取得時効制度の観点から」 草野元己(三重大学、民法)

「境界確定訴訟の訴訟法的検討」

佐藤鉄男(同志社大学、民訴法)



本学会 井畑報告に付された資料より

### 「境界・登記制度とADR」

井畑正敏（土地家屋調査士）

### 「地籍調査の法的性格と手続のあり方」

安本典夫（立命館大学、行政法）

それぞれの報告の内容は、いずれ日本土地法学会編の土地問題双書の一環として公開されることになるだろうから、ここで一々紹介することはしないが、非常に限られた時間の中で、なかなか充実した報告がなされたと思う。筆界あるいは筆界（境界）確定の性格の見直しの芽も出されてきたのではないかと。また、実際に地籍調査を進めている国土交通省土地・水資源局国土調査課長の鮫島伸行氏にもコメントをいただいた。そこでは、薪をとりに入る人も少なくなり、世代がかわってくる中で、山林の境界は、多くのところでもう誰にも分からなくなってきつつある、この処理の法制整備は喫緊の課題だ、なども述べられ、その面からの筆界制度の見直しも提起された。

私がこの問題に興味をもちはじめたのは、大阪土地家屋調査士会の下に創設された「調査士制度研究会」に参加して、実務のいろいろな問題を学んでからである。そこでは、「調査士会への強制加入制」とともに「地籍調査」を担当した。

以後、結構いろいろなところに地籍調査のヒアリングに行った。いくつかの地方法務

局・出張所、府・県庁。市町も、京都南部の加茂町、和束町、京田辺市、大阪府の箕面市、豊中市、和歌山県の橋本市、福島県郡山市、埼玉県嵐山町、小川町などを訪れた。

多くのところで、それぞれ「地籍調査の主」のような人がいて（逆に、そのような「主」がいないと、市町村の中でもこのような事業は進まない）、地元の人との話のすずめ具合など、いろいろな話が聞けた。土地についての権利意識、境界についての観念等々、ところにより、というより同じ町内でも場所によってきわめて多様な状況も聞くことができた。もっとも、これらのヒアリングが、役所のサイドのみというのは、土地家屋調査士という非役所の専門家から話を聞いているとはいえ、ちょっと偏りすぎかもしれない。

この問題を、より広く境界の問題としてとらえなおすことは有益だろう、というのが、土地法学会のこのセッションの企画・運営にコミットした理由である。山野目章夫氏（早稲田大学）や、学会での司会もやっていただいた村田博史氏（京都産業大学）、松岡直武氏（全国土地家屋調査士会連合会）にもご相談しながら進め、何とか一応の目的は達することができたのではないかと、思っている。

（やすもと・のりお 行政法）

## 自著を語る

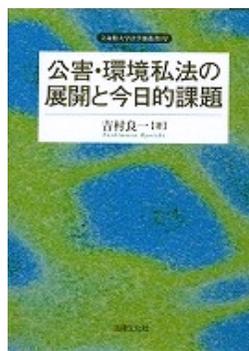
## 立命館大学法学部叢書 1号を刊行して

吉村良一

この夏、拙著『公害・環境私法の展開と今日的課題』を、法学部叢書の1号として刊行することができた(法律文化社、2002年8月刊)。多大な援助をいただいた法学会をはじめ、関係各位にあらためて感謝したい。

本書は、わが国の公害・環境法の発展過程とその特質を私法(とりわけ損害賠償法)に焦点をあてて整理・分析したものであるが、私が、このような公害・環境法の理論史研究を行った動機は二つある。本書の「はしがき」にも書いたように、近時、公害・環境法の中でもとりわけ損害賠償法のあり方をめぐって、従来のわが国の判例・学説は被害者救済を強調してきたがそこには行き過ぎもあったのではないかとその意見が出てきている。しかし、わが国の公害・環境法、とりわけ1960年代後半以降、四大公害裁判等を契機に形成されてきた法理論は、果たして、「行き過ぎ」を是正する必要があるようなものだったのであろうか。研究の動機の第一は、このような「行き過ぎ」論に抗し、この時期に形成されてきた法理論は今日なお問題を考える上での出発点ともいふべき重要な意義を有していることを明らかにすることにあった。

第二の動機は、公害・環境法研究者としての自己認識にある。というのはこうである。わが国の公害・環境法の発展にとって1960年代後半から70年代前半の時期は極めて重要な意味を持っているが、その時期に第一線の研究者として困難な中で理論を切り開いていった世代が公害・環境法研究者の第一世代だとすれば、その頃、学生・院生として、第一世代の後ろ姿を見ながら研究者の卵として勉強を始めた私の世代は、いわば第二世代にあたるのではないかと考えている。もしこのよう



な自己認識が正しいとすれば、その世代のなすべきことの一つは、第一世代の理論的成果を正確に評価し継承し、そこから次の新たな発展の契機を見出すことではないか。このように考えたことが、本書をまとめた二番目の動機であった。

具体的には、後掲の目次にあるように、第1部で、わが国の公害・環境法理論の特質を、明治期以降のわが国の歴史の検討(第1章)と、わが国との対比で興味深い発展を示しているドイツとの比較(第2、3章)という二つの視角から分析した。その上で第2部では、四大公害訴訟及びそれ以降の公害裁判を念頭において、まず、明治期以降の法理論を公害法形成の前史として位置づけて検討し(第1章)、次いで1960年代後半以降の法理論の特質を、過失、因果関係、共同不法行為、損害論といった各論点ごとに分析した(第2~6章)。そして、終章では、そのような公害法理論の今日的意義を確認し、さらに、今後の課題にもある程度言及した。

## 目次

- 第1部 わが国における公害・環境法の特質
- 第1章 わが国の公害・環境法の歴史
- 第2章 ドイツにおける環境政策と法の展

開

第3章 ドイツにおける環境民事責任論の  
動向

第2部 わが国における公害・環境私法の  
展開

第1章 公害・環境私法前史

第2章 公害における過失責任・無過失責任

第3章 公害裁判における因果関係論の展開

第4章 公害裁判と共同不法行為論

第5章 公害裁判における損害論

第6章 公害賠償における「割合的責任」  
論の検討

終章 公害・環境法理論の到達点と今日的  
課題

これまで、公害・環境法の個別の論点について理論史研究をするものは多数存在したが、公害私法ないし損害賠償法全体について包括的に（もちろん、本書には、第2部の各論的検討に率直に言って精粗があることや、公害・環境私法の重要な論点である差し止め論が扱われていないという欠点があることは自覚しているが）理論史研究をしたものは存在しないように思われる。本書が、わが国の公害・環境私法発展の特質をどの程度明らかにし得たかについては読者の評価を待つほかないが、法理論の発展は、それまでの理論の到達点の正確な把握抜きにはあり得ない以上、今後、わが国の公害・環境法が新たな発展を目指す場合、この数十年に蓄積されてきた理論の分析は避けて通れない作業であり、本書がその一つのたたき台になればと願っている。

本書の内容は、一部の例外を除き、この10年あまりの時期に書き継いできた論稿をまと

めたものである（もちろん、全体としての体系性をもたせるために、相当程度の加筆修正を行っているが）。研究書としては、私自身、2冊目にあたるが、最初の著書（『人身損害賠償の研究』（日本評論社、1990年刊））が30歳代の仕事のまとめであるとすれば、本書は、概ね、40歳代の仕事を中心となっている。10年ごとに1冊ずつという遅々とした研究のあゆみには内心忸怩たる思いもあるが、とにもかくにも本書をまとめることができたについては、多くの人の援助によるところが大きい。特に、本書の第1部第2、3章のドイツ法研究については、1990～91年と1999年の2度に渡るドイツでの在外研究、さらには、ケルン大学法学部との間で行われた共同シンポ（1995年）での知見なくしては成り立ちえなかったであろうと考えている。あらためて感謝したい。また、本書の内容の少なくない部分が、現実に争われてきた公害裁判を契機に書かれたものである。公害判決の一つ一つは、それを勝ち取るための関係者の大変な苦闘の産物である。私自身が弁護士等との直接の議論で教えられたことも少なくないが、たとえそうでない場合であっても、これらの論稿を書くに際しては、公害判決が生まれるにあたっての苦闘については十分に意識してきたつもりである。その意味で、公害裁判闘争をになってきた人々に是非、率直な批判と意見をいただきたいと願っている。

本書を献呈したある先生からの礼状に、「この時期に叢書を刊行する立命法学部の心意気」に感銘を受けた旨の記述があった。本書は、はからずも、叢書の第1号となってしまったが（内容がそれにふさわしいかどうかはともかく）、今後、次々に力作が法学部叢書として刊行され、わが法学部の研究成果を世に問うものとしての叢書が発展していくことを祈りたい。

（よしむら・りょういち 民法・環境法）

## 『法の政治学』を刊行して

岡野八代

1990年代は、冷戦の終焉や新しい形の市民運動の誕生ともリンクしながら、世界大の動きとして「過去の不正に対する正義の回復」が、声なき者たちの声として語られ始めた時代である。拙著『法の政治学 法と正義とフェミニズム』（青土社）は、そうした時代認識の中で、筆者が日本における従軍慰安婦問題に取り組む中で生まれた。そこで、ここでは、筆者が従軍慰安婦問題を自らの研究課題として引き受けることを、日本国民の一人である「わたしの」責任と考えるように至った経緯を書き記すことで、拙著の紹介に代えたい。

現在では、「新しい歴史教科書を作る会」の運動や、各地の教育委員会による教科書採択を巡る多くの市民運動に見られるように、従軍慰安婦問題は、現代の日本社会が抱える社会問題の一つになっているとってよいだろう。しかし、わたしたち多くの日本国民は、元従軍慰安婦にさせられた金学順キム、ハクスンさんが1991年に名乗り出るまで、慰安所という名の戦時性奴隷制度が、東アジア諸国のどれほど多くの女性たちを今なお苦しめているのか、ということに気づかなかつた。さらには、男性を中心とした歴史 History、あるいは国民国家の国益重視の外交史の中で、彼女たちの苦しみの声にさえ沈黙を強いてきたことに、まったく気づかなかつた。この気づかなさは、単なる無知ゆえではない。むしろ、日本国民たちは、慰安所、慰安婦については、語ってきたのだ。一方的な元軍人たちの思い出の中でむしろ美化された形であれ、その存在については、多くの人は知っていた。

筆者は、ある事実について知ってはいたものの、その事実について異なるパースペクティブを持ってなかつた、ということに気づくこと、つまり、その事実を見ている自分の視点を含めた事実のあり様が、他者からいかに



見られているか、ということに気づくことが、批判的認識論へと至る契機であることを、専門である政治理論の中で捉え返したかった。他方で、自らの視点が、ある出来事を客観的な事実として、あるいは社会的正義の問題ではない事柄として構築できる権力を伴っていることに無自覚でいられるのは、法という制度 ここには、文法や習慣、規範的・文化的コードも含まれる が関係しているのではないかと考察する必要性を強く感じた。

したがって、筆者は、フェミニズムの視点から法現象を批判的に捉える理論を考察することから本書を始めた（第1章「法とフェミニズム」）。フェミニズムの議論から学ぶことによって、実定法だけではなく、社会規範、文法などをも含んだ広義の法の中に、わたしたちが日々紡ぎだしている豊かな世界をさまざまな領域へと分断し、その分断された諸々の領域がいかなる人為的な力をも免れた「自然な」領域であるかのように見せかける効果（＝法の力）を見出したかったからである。

上のことはまた、戦後半世紀を経てもなお東アジア諸国との信頼関係を結べずにいる戦後の日本政府を維持してきたのはわたしたち国民である、というその政治性に思い至ることなく、あたかも「自然に」日本人として生まれたかのようにして生活できるのもまた、戦後日本が政治的に作り出してきた国籍法を始めとする法や

制度のおかげであることを喚起することでもある（第2章「従軍<慰安婦>問題が照らし出す<わたし>の諸相」、第3章「<わたし>の自由と<われわれ>の責任」）。

フェミニズム理論に刺激された歴史家、文学批評家たちによって、肉体的にも精神的にも多大な暴力を被った被害者たちが、その被害を告発することによって押しつけられるスティグマを恐れ声を挙げるができない、あるいは暴力の経験を再び想起できない、誰とも共有できない、といった事態のために、いかに社会から孤絶してしまうか、ということはずでに明らかにされている。そして、彼女たちが被る暴力後の社会的孤立は、二次被害である、と。とするならば、戦争加害国である日本と被害国であるアジア諸国を隔てる国境・社会文化的断絶・東アジア内での歴史の非共有といった分断線もまた、現在もなお公的にはほとんどその主張を聴きいれてもらえない元従軍<慰安婦>にさせられた女性たちに対し、再び暴力を振るっているとはいえないのか（第4章「暴力・ことば・世界について」）。さらには、「道義的責任はあるが、法的責任はない」という論理でもって、彼女たちに対する個人賠償をいっさい認めようとしない司法の言説は、暴力的行為とはいえないのか。法を幾度となく再想像・創造する政治がもつ可能性を探求しようとしない日本国民は、戦前と変らぬ態度をアジア諸国に対して示しつづけているのではないのか。

多くの戦後補償を求める声に、政府の立法不作為を国家賠償請求により司法的に救済しようとした関連裁判下関地裁判決を除いて、今なお司法は何ら応えようとしていない。しかし、そうした日本の国内法にたいして、「果たして、法とは国家が独占するものなのか、法とは正義の実現ではなかったのか」という問いを突きつけたのが、2000年12月に東京で開催された女性国際戦犯法廷であった。この試みは、加害国日本の団体 VAWW-NET Japan によって主催され、8カ国64人の被害女性をはじめ、海外からの500人を含む1200人の参加者を集め、世界的にも注目された民衆法廷である。

女性国際戦犯法廷は、法を巡る一つの大きなパラドクスをわたしたちの前に提示した。つまり、日本の判決例に見られるように、そして、目隠しをした正義の女神が象徴しているように、法に訴えるときにわたしたちは、その語りにおいても儀礼においても、法の文法に従うよう強要される。その文法を逸脱した言説は、法廷からは排除される。元従軍慰安婦にさせられた女性たちは、少なくとも日本の国内法においては、まったく聞く耳を持ってもらえなかった。彼女たちは、法外な者として留め置かれ続けている。しかしながら、なぜ、なおも彼女たちは法に訴えようとするのか。彼女たちが求める正義と、実定法なり国際法に体现される「法」の関係とは、どのような関係にあるのか。

「道義的には責任があるが、法的には責任がない」という日本政府の見解は、社会正義に照らした場合、正義に適ったことなのか。道徳的な正義と、法的な正義とのあいだには、架橋しがたい断絶が存在するかのようなのだ。本書では、為されてしまった不正によって被った被害を救済することを第一の目的とする正義を、政治的正義として提起した。この政治的正義は、あらゆる不正に対する無限の責任をすべての人に要求する道徳的正義と、一定の公的な分配の準則を逸脱しない限り正義に適った状態であると考えた法的正義を架橋するだけでなく、法的な正義をつねに歴史的反省の中で再審する場を提供するだろう（第5章「遅れる正義/ 暴力のあとで」、第6章「正義はどこまで可能か」）。

わたしたちの生きる世界を分断している法現象を批判的に考える、という本書の姿勢は、「個人的なことは政治的である」というスローガンの下で、既存の法学・政治学の領域性をも批判してきたフェミニズム理論に多くを学んでいる。わたしたちの生を分断している境界線（=法）の上に、わたしたちの生を揺るがし、ある者の傷つきやすさを作りだし、ある者には特権を与えるような「政治性」を見いだしたかった。

自己/ 他者、私的領域/ 公的領域、女性/ 男性、自国/ 他国といった領域設定を分断する境

界線に政治的なものを読みとること。そして、その境界線にこそ介入し、新しい社会の

構想を描いてみることに、それが本書を貫いている筆者の関心である。

(おかの・やよ 政治思想史)

## 刑法は劇薬なのだ

### 拙著『行為原理と刑事違法論』を語る

生田勝義

世紀転換期は刑法においても激動の時代となった。1990年代以降、刑法においても新立法が相次いでいる。しかも、その対象は様々な分野に及ぶにいたっている。このように多くの社会領域で国家刑罰の力を借りないと社会を管理できないと意識されるにいたっているという状況は、異常と言うほかない。

刑法は劇薬に例えられてきた。劇薬は、適量を慎重に使えば、悪性の傷病をも治せるが、使い方を誤れば、逆に命取りになってしまう。また、対症療法には効くが、根治療法には向かない。最近の刑事立法を見ると、刑法も劇薬なのだということが忘れられているかのようである。

それではなぜこのように異常なまでに刑法に頼るようになったのか。以前であれば感情的な反応で厳罰化や犯罪化を求める声があがっても、専門的な知見に基づく理性的な対応がその暴走の歯止めとなっていた。ところがいまや理性はその権威を失墜し、直感や感情が理性による検証を経ることなく国家の刑事政策を動かすかのようである。これは単に国民の不安感の高まりということだけでは説明がつかない現象である。それはむしろ法意識・規範意識や政策形成のシステム自体が変容しつつあることの反映なのではないか。

そのような問題意識から現状を分析してみても、私は拙著においてまず、ME技術革新に担われた情報化が労働手段の質的变化をもたらし、そのことが経済や社会のあり方にまで影響しつつあること、そして、この経済社会の変化への対し方の1つが新自由主義であるが、そのもとで市場がもつ弱肉強食の力を利用し



つつ強行されている社会変化が政治手法や法意識に大きな影響を与えていることを明らかにした。その上で次に、このようにしてなされている刑事立法の多くがそれによる犯罪抑止効を証明できない象徴立法になっており、選挙民の不安感に応えろとか、報復感情に応えるに過ぎないものになっていること、しかも、それらは人権保障を危うくするばかりか、社会の自治能力をも衰退させてしまいかねないものになっているという問題を指摘した。最後に、自律を擬制した排他的厳罰的刑法でなく、自立を支援しあう連帯的包容的刑法が重要になっていること、そのためには近代刑法原理であった行為原理の再評価とそれに導かれた刑事違法論が必要なることを提言した。

詳細は拙著に当たっていただくとして、ここでは行為原理について最も重要なものに看過されがちな点のみ言及しておく。行為原理とは、社会に損害を与えた行為のみを犯罪にできるというものである。ここには社会侵害性概念が含まれている。注意してもらいたいの

は、その「社会」は生身の人間が日々生活している現実の社会であるが、同時にそれは生まれながらにして尊厳をそなえた平等な人間

のための社会であると解されていることである。事実と価値（人権）が統一的に把握されているわけである。

(いくた・かつよし 刑事法)

## 留学報告 中国の「大学改革」事情

### 清華大学における見聞から

宇野木 洋

.....

2001年9月末から02年3月末までの半年間、中国・北京の清華大学人文学院中文系で在外研究を行なった。想像を絶する市場経済の全面展開という状況の変化にも基因したのだろうが、過去2回の天津・南開大学中文系における留学（1987・93年）とは少し異なる、興味深い見聞・体験を重ねることができたように思う。この場では、そうした問題群の中から、「大学改革」をめぐる見聞を中心に紹介しておくことにしたい。「法学部ニューズレター」という性格から、私の専門領域（中国現代文学・文化理論）の話題よりも関心を持って読んでいただけるのではないかと考えてたりもしたからだ。ただし、専門領域の研究もせずにこんな問題ばかりに関心を持っていたのか、といった「誤解」は招きたくないので、末尾に、専門研究領域に関して行なったトピックス（イベント）を時系列的に記しておく。「余技」としての「大学改革」動向情報収集だった点は、くれぐれも「誤解」なきように....

.....

周知のように、建国後の大学政策は1952年の「院系調整」から始まり、その一環として、文系大学・理系大学へと整理することが目指された（例えば清華大学の文系を北京大学に移設し、北京大の理系を清華に移すなど）。だが、1990年代中期以降、市場経済の進展や高度情報化社会の出現、大学進学率の急速な向上（北京・上海といった大都市では20%以上、「専科大学」「夜大学」なども含めると60%に上るとも聞いた。そう語ったのは今回知り合った南開大学副学長だ）などによって、文理総合大学の必要性が叫ばれるようになり、大学の大型合併（浙江大学と杭州大学の合併が有名だ）や新学部設置が相次いで進められていたことも、比較的良好に知られている。ただ、こうした「拡大」の取り組みはほぼ一段落してきているようで、現在は、研究・教育の「質」の問題が課題として浮上

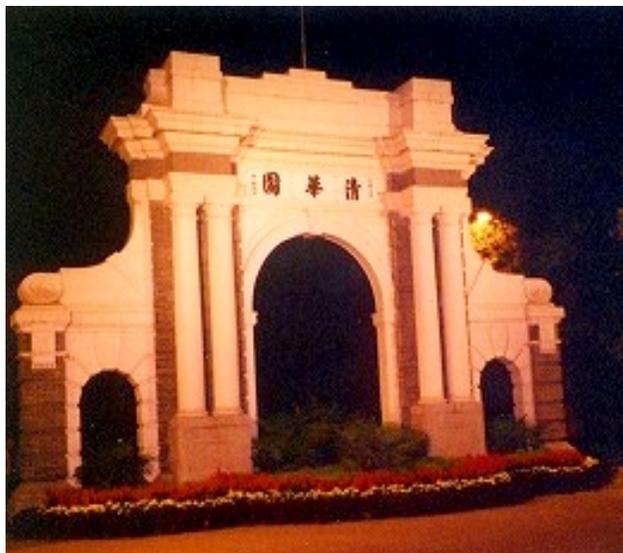
してきているとのことだった（もちろん、いわゆる「重点大学」のみにおける動向なのだろう）。

清華大学でも美術学院の発足（中央工芸美術学院を吸収合併＝2000年）や医学院の創設（解放軍総医院と協力＝2001年）などを経て、現在は人文学院を始めとする文系の本格的な強化を大きな戦略として位置づけており、熱心な改革議論が進められていた。たまたまその一環として開かれた学内会議に出席する機会（日本の動向紹介をさせられた）があったのだが、副学長の報告や討論の中で、「清華大学は世界の一流大学の仲間入りを果たす」「その鍵は、文系を始めとする質的向上への取り組みにある」といった言葉が飛び交っていて驚いた。聞くと、江沢民国家主席が「清華大学と北京大学を世界の一流大学にする」との報告をしたのだという。中国のス

テータスを高めるための国家プロジェクト的位置づけがある（2001～5年の第10次五ヵ年計画にも位置づけられているとのことだ）ようで、この5年間は、国家からの予算も60%増になっているそうだ。

「世界一流大学」のメルクマールの1つは、研究水準の問題だろう。清華は「研究型大学」を目指しており、世界的な華人研究者の招聘や「高等文科研究所」の設置、全学生（2万人）の半数を大学院生で確保することなどが当面の目標だそうだ。そういえば、この間、中国各地で有名研究者のヘッドハンティングも激化している（移籍金や給与面を始め様々な優遇措置もなされているらしい）。清華中文系に限っても、この半年間で、フェミニズム批評で日本でも有名なカリフォルニア州立大学の女性教授（中国人）を始め3人の著名な研究者の赴任人事に成功している。南開大学中文系の友人が、やっかみ半分に「清華は“有権有銭”だものなあ」と言い、北京大学中文系主任（学部長）が、「5年後の清華中文系はすごいことになる」と語っていたのもうなずけるところだ。

2001年暮、社会科学院文学研究所の知人が



清華大学のシンボル「二校門」

院生向けに特別授業をするというので、挨拶も兼ねて聴講に行ったところ、中文系教員3名と人文学院の中文系以外の教員2名も出席していた。不思議に思っていると、授業が始まるや、彼らは何やら分厚い資料をもめくりつつ調査表のようなもの書き込みをしている。それを盗み見て驚いた。何と講師の授業内容に評点を付けていたのだった。説明の仕方、テーマ設定などといった項目ごとにABC評価を行ない、コメントも記すようになっている。後で聞くと、清華では教員採用の際には、実際に授業をさせて選考委員が評価するシステムになっているとのことだ（知人も清華移籍組だったのだ）。この評価と研究業績を勘案して、最終的な採用決定を行なうのだそうだ。日本でも、教員採用の際には教育業績をも評価に加えつつあるが、具体的に授業実践をさせて評価している大学は、まだほとんど皆無なのではないだろうか。

日本でも恒常化しつつある「学生による授業評価アンケート」も、清華では、当然ながら全科目で実施されていた。100点満点で採点する欄もあるようで、平均で60点以下の教員は、給与面（報奨金）と次年度の授業担当に関して「考慮」がなされるとも聞いた。教授会があっても教授会「自治」は存在しない中国において、のことである。総じて、「合理主義」的アメリカ型システムの徹底を肌で感じ、様々に考えさせられるしかない。

こうした清華の多彩な「大学改革」の取り組みにはきっとマスタープランがあるに違いない、と思って、友人の教員に無理やり頼み込んで入手したのが、「清華大学2001 - 2005年教育改革と発展に向けた綱要（草案）」である。「2001年暑期党政幹部会議討論稿（8月13日 - 16日）」との副題がある（毎年夏休みに4日間を費やして、

党・行政幹部が集中会議を開催していたのにも驚くしかない)。「内部文書」らしいが、『北京晩報』02年1月3日付に、「清華は学部・大学院の一体化を目指す 研究型大学の確立へ全力で」という記事が掲載され、「世界一流水準への邁進と研究型大学の構築を加速させるために、清華大学は『“第10次五ヵ年計画”期間の大学教育改革と発展に向けた綱要』を制定しつつあり、目下、全学で意見徴集を進めている」として、その概要も紹介しているので、言及しても構わないだろう。内容は、基本戦略から始まって、学部教学の到達目標と「研究型大学」としての教学システム、それを支える奨学金制度から事務システム、そして「思想道徳教育を強化し、優良な校風と学風の確立を世界一流大学の根本とする」という課題まで、まさに全面的な「大学改革」プログラムとなっている点には驚かされた次第だ。

もちろん、改革を進めているのは清華だけではない。中国のWTO加盟がいつその拍車をかけているという話も聞いた。外国の大学が中国に進出しつつある(ドイツのある大学が上海の同済大学と共同で新学部を設置したそうだし、他にも中国に分校を開設する計画が幾つかあるとのことだ)一方で、中国の大学も海外に進出しようと計画している(北京大学がアメリカとインドネシアに分校を設置することを決めたとも聞いた)という、グローバル化の下における「大学教育市場競争」も進んでいるように見受けられる。清華では、こうした情報を受けて緊急の会議をも開催し、長期的戦略を練ったらしい。その内容は知る術もないが、清華のターゲットは一貫してハーバード大学であることだけは確かなようだった。ある清華の行政幹



南開大学での講演

部に、「日本なんて・・・。」と言われた際にはさすがにちょっと腹が立ち、今に見ている、とつい思ってしまった自分が情けない。

日本では国立大学の独立行政法人化が問題になっている。中国では90年代前半に、「国家丸抱え」の状況からの転換(いわば「独立採算制」的な方向の漸次的導入)が始まった。清華大学全体の運営経費に占める「国費」の比率は、現在55%だそうで、これは全国水準で見れば「最低」(裏返せば、市場経済原理から言えば「最良」)だとのことだ。その原動力は、「清華同方集団」を始めとする清華が設置した企業グループからの「援助」(奨学金・研究費補助・特許料・土地使用料その他)が大きかったらしい。ただ今後は、大学と設置企業との間の関係を整理する方向(企業名称からブランドとしての「清華」をはずすことも含めて)が打ち出されているという。従来の、いわば「何でもあり」的な中国型「産学・協同」(一体)が、今後、どういう形を示していくのか、注目したいところだ。

.....  
\* (01年)10月中旬～12月中旬=カリフォルニア州立大学・孟悦教授(女性)の院生向け集中講義「フェミニズムとポストコロナ状況」を聴講

\* 10月下旬=作家の莫言・余華・阿来と座談会

\* 11月下旬=清華大学中文系主催「中・日・韓の現代中国文学研究者シンポ」で、日本の研究者を「代表」させられて基調報告(参加者は30名程度)

\* 12月下旬=清華大学中文系の院生向けに2コマの特別講義(題目は「ポストコロナリズムと竹内好」/聴講生は約20人)

- \* (02年) 1月下旬 = ハルビン・長春へ資料収集旅行(東北師範大学など)
- \* 2月中旬 = 上海・南京へ資料収集旅行(華東師範大学・東南大学など)
- \* 3月上旬 = 南開大学文學院中文系で講演(題目は「日本学者は中国のポストコロニアリズム研究をどう見るか」/聴衆は中文系教員10名・院生約60名)
- \* 3月中旬 = 清華大学の一般教育科目「日本民族論」のゲストスピーカーとして講演・討論(題目は「日本『右傾化』をどう見るか」/聴講生は200人弱)
- \* 3月下旬 = 作家の残雪・張抗抗・程青と相次いでインタビュー
- \*\* 以上は、隔週1回程度の中文系教員とのディスカッションと、同じく隔週1回程度の中文系院生による中国語「家庭教師」授業(後半は文学状況に関するディスカッション)を、日常的に行なった上での、一種イベント的なトピックスのみである。
- 【付 記】なお、本稿は、「北京発“小道消息” 『大学改革』と『六四・知識人』の現在ほか」(『中国 文芸研究会会報』第250期機年号、2002年9月)と重複した部分があることをお断わりしておく。

.....  
(うのき・よう 中国文学)

## アメリカ留学報告(ケンブリッジ・シアトル)

### 「幾つかのロースクールを訪問してみた」

出口雅久

#### 1. はじめに

去る2002年4月9日に妻と息子の家族三人で初めてのアメリカ留学のために出発した。従来までに三回、いずれも単身でドイツ留学をした経験があるが、アメリカは二回の出張以外、留学ははじめて、おまけに家族同伴、そういう意味では極めて新鮮な経験であった。今回の留学目的は、懸案の集団訴訟の研究の他、東西アメリカのロースクールを幾つか訪問し、これまで関係の少なかったアメリカの学者との学術交流を図ることにあった。出発直前までは英語には少しは自信があったのだが...

#### 2. ハーバード・ロースクール(HLS)滞在

最初の留学地である、マサチューセッツ州・ケンブリッジでは、HLSから徒歩10分という好立地に恵まれた2LDKのアパートに居を構えて、快適な研究生生活を送ることができた。

近くには、ブロードウェイ・スーパー・マーケットもあり非常に便利で、また芝生に囲まれたパブリック・ライブラリーでは、トドラー・ソングなるものが開催されており、妻と息子にも良い住環境であったようだ。私の直接の受入機関は、東アジア法プログラムの所長であるウィリアム・アルフォード教授(中国法専攻)であった。研究所では、秘書が三人おり、中国をはじめ、韓国、日本、タイなどの若手研究者が客員研究員として研究に従事していた。同研究所は、ロスコー・パウンドに因んでパウンド・ホールと名づけられた堅牢な建物の四階にあり、周りは素敵な芝生に取り囲まれており、図書館と共に独特のアカデミックな雰囲気を醸し出していた。何と月500ドルの客員研究員受入費用をチャージされたが、殆ど個室同然の研究室を与えられ、電話・パソコン、日本の新聞等を利用できたことは研究生生活にとって非常に役

に立った。研究所では、様々な研究者とのアットホームな学术交流が行われていた。とりわけ、中国人民大学法学院副院長・韓大元教授とは、立命館大学との長年の学术交流経験もあり、大変懇意にして戴いた。さらに、研究所の同僚の中には、客員教授として滞在されていた北京大学のアンソニー・ノウ教授（江沢民主席直属の証券規制に関するリーガル・アドバイザー）などもおり、OECD・イギリス・中国・香港から証券関係のトップレベルの専門家を招聘して連続講演会を企画されていたことには大変感心させられた。毎回、お昼の12時に開始し、食事と飲物（アルコールは御法度）が振る舞われ、報告者の前でサンドイッチや寿司を食べながらの、ピクニック的なセミナーであるが、議論はかなり長時間に渡り、熱心に意見交換が行われていた。研究所では、若手の中国人研究者が流暢な英語で捲くし立てていたのに、わが陣営では、若干発言に躊躇する方が私も含めて殆どであった。情けないと思ったが、英語での法的議論は思ったよりも難しいという点にその時はじめて気づいた。我々日本人は、英語が下手だということ以外に、知っていることには発言するが、知らないことについて自分の判断で意見を主張することが如何に下手かを、ハーバードでの連続講演会に参加していやというほど思い知らされました。ハーバードでは、マレイ先生のゼミの他に、ロー先生の倒産法、ヴァッツ先生のリーガル・プロフェッション、フォン・メーレン先生の国際民事訴訟法、ラムゼーヤー先生の日本法などの講義に参加させていただいた。英語の苦手な私にとっては講義の出席はかなりハードであったが、300万円という高額授業料を払い、最高の教学条件を提供しているHLSにおいて、かなりの学生がラップトップを持ち込んで、まじめにノートを取って勉強していると思いきや、トランプゲームをしている者もいることに一寸唖然とした。ドイツ留学当時に、編み物をしながら聴講している女学生の姿をつい思い浮かべてしまった。ある時、昼食の約束をしたロー先生に学生してい

るコンピューターゲームについてお尋ねしたら、"Yes, I know"という返事であった。その時の直感で、ハーバードの学生は、もしかしたら司法試験前にすでに就職先が殆ど決まっていることと関係しているのかもしれないと考えた。どうも日本で吹聴されている、プロセス教育というロースクール・イメージは、HLSは特殊例かもしれないが、少し誇張があるような気がした。

さらに、ハーバード・ロースクールでは、土曜講座的な一般公開の講演も開催されており、サンドラ・オコンナー・アメリカ合衆国連邦最高裁判事によるセミナーにも参加し、サイン入りの著書も入手することができたことも良い思い出になった。また、6月には、実務家向けの集中講義が二週間開催されており、ハーバードの先生方によるテーマ別の講義が展開されていた。参加者のなかには韓国をはじめ、アジアの学生や実務家もあり、非常に興味深かった。とりわけ、有名なエリザベス・ウォーレン教授の倒産法講義は、聞きしに勝る壮絶な講義で、一時間学生を圧倒させていたのは非常に印象に残った。

ところで、今回どうしてアメリカ、しかもハーバードを留学先に選んだのかというと、実は、HLSには、ピーター・マレイ客員教授という弁護士出身の先生がおり、以前からドイツやベルギーの学会で学术交流について話し合う機会があった。マレイ先生は、ドイツ語が非常に堪能であり、フライブルク大学のシュトゥルナー教授とインターネットを利用した集中講義を毎年開催している。私も、今回、マレイ先生のヨーロッパ・アメリカ訴訟法セミナーに参加させていただいた。参加学生の中には、アメリカ人、フランス人、ハンガリー人、そしてドイツ人が混じっていた。法律学の世界は狭いもので、ドイツ人学生の中には、ハンブルクのマックス・プランク研究所で研究員をしており、私の指導教授である石川明教授と日本商法を共訳しているベルツ氏と、私の以前の留学先であるフライブルク大学のシュトゥルナー教授の助手をしていたボアマン氏がおり、ケンブリッジ滞

中は、マレイ教授を含めて彼らとのドイツ語での議論も盛んに行われた。何と、ハーバードには、フォン・メーレン教授やヴァッツ教授のように元々ドイツ人の方もおり、毎 Semester ごとに英国風の建物・ファкультィー・クラブで行われる例会（シュタムティッシュ）には二十名以上の教員・学生がドイツ語で議論を楽しんでいた。さらには、立命館大学でも毎年集中講義をして戴いているアインズワース先生（税法）や、分野は違うが、本学文学部の矢野先生が共同研究をしているシュタニッツ先生（デザイン・スクール）とも交流することができた。

また、ケンブリッジ滞在中には東海岸各地の研究機関・ロースクールも訪問する機会を得た。まずフィラデルフィアに本部があるアメリカン・ロー・インスティテュートの国際民事訴訟法セミナーに参加し、ハザード教授やシルバーマン教授を始めとする多くのアメリカの訴訟法学者と交流する機会を得た。さらに、協定大学であるラトガーズ大学ロースクールでは、リチャード・ハイランド教授を訪問し、来年度の客員教授について事前の相談を行った。ハイランド先生は、フライブルク大学をはじめ、独・仏・伊・西語等を自由に操り、ヨーロッパ各地で客員教授を歴任されており、国際取引法・国際仲裁を専門家であり、今後のロースクールの国際学術交流には最適の人物である。

ワシントンDCでは、アメリカン大学ワシントン・カレッジ・オブ・ローを訪問し、グロスマン学部長をはじめ、昨年度立命館で客員教授をされていたボーン教授や、コア教授、ポッパー教授等と学術交流について意見交換をすることができた。とりわけ、ボーン教授にはロースクールの案内や同僚の紹介、その他個人的にも大変お世話になった。また奥様のナンシーさんには家族共々楽しく過ごさせていただいた。ボーン教授のアイデアで、ワールドカップのアメリカ対ポルトガル戦では、朝七時にロースクールの大画面のある講義室に集合し、教職員・学生を交えてコーヒーを飲みながらアメリカチームを応援

したときは何か不思議な一体感を感じた。

ワシントンDC訪問の最後には、ジョージワシントン大学ロースクールのマイケル・ヤング学部長を訪問した。ヤング先生とは、留学前の今年の3月に京都のシンポジウムでお話する機会があり、ケンブリッジ滞在中から一度訪問したいと考えていた。極めて多忙なスケジュールの中、時間を割いていただき、立命館大学のロースクール構想や今後の学術交流について意見交換する機会を得た。ヤング先生御自身も日本法の専門家であり、アジアとの学術交流には極めて積極的であった。会談の際に、壁に掛かっていたカーボーイ・ハットとズボンの裾から見えるカーボーイ・ブーツには、流石はアメリカだなと笑いを堪えるのに苦労した。ワシントンDCは今回で二回目の訪問であるが、最終日にはレンタカーを借りて、郊外を少し回ってみたが、とても環境の良いところであった。去年のテロの影響で空港は物々しい厳戒体制であったが、キャピトル・ヒル周辺は意外とのんびりとした雰囲気であった。ケンブリッジでの滞在中の後に、7月初旬には、ボストンからオクラハマ経由でシアトル入りを予定していたが、協定大学であるオクラハマ大学を途中訪問した。旧知のレオ・ウィナリー教授は、同ロースクールで40年以上も教授職にあり、学部長、学長、知事も教え子であるそう。夕食会のメンバー紹介で、本日は、学部長と数名の同僚だけで、学長および知事は所用で参加できないと茶目っ気たっぷりにウィンクして見せていた。最近、建てられたムートコートは、200名程度収容でき、オコンナー最高裁判事がお披露目式には講演をされたようである。そして改築された図書館も含めて、オクラハマのOBを中心とするブラックゴールド（オイルマネー）で建築費は賄われていたそう。大学は極めて広大であり、車無しでは何もできないほどであった。ウィナリー教授とは、オクラハマ大学との学術交流についてかなり具体的に話し合う機会を得ることができ極めて実りあるものであった。



ボーン教授およびポッパー教授とアメリカン大学・ワシントン・カレッジ・オブ・ローにて

### 3. ワシントン大学（UW）ロースクール（シアトル）滞在

オクラハマ経由で辿り着いたシアトルでは、ダウン・タウンから車で10分程度のUWに近いキャピトル・ヒルにサブレットを借りることができた。百年前に立てられた英国様式の格調高い庭付きの三階建てで、家具も非常に素敵なものが揃っており、家族一同シアトルの生活を満喫することができた。ただし、庭の水遣り、雑草取りは、思った以上に大変でしたが。ご主人は、英国政府の役人だそうで、奥様はシンフォニーでバイオリン奏者をされており、家にはグランドピアノもあり、うちの家内は喜んでピアノを弾いていた。お隣さんにも、息子と同年のお孫さんが出入りしており、ご近所とのお付き合いも楽しい思い出である。

ワシントン大学ロースクールでは、ベロニカ・テラー教授が受入担当であった。UWは、立命館大学と協力協定を締結しており、今後のロースクールの展開においても極めて重要な拠点校の一つと考えられる。現在、ワシントン大学の本部棟の西側に新しいロースクールの建物を建設中であり、何やらビル・

ゲイツの親父さんがUWロースクールのOBだそうで、ビル・ゲイツ財団が40億円を寄付したようである。建物は、ウィリアム・H・ゲイツ・ホールと名づけられ、来年の夏には完成するようだ。本学の法科大学院もOBのご援助も募って立派なロースクール棟を建立できれば良いのだが。

さて、テラー先生は、メルボルン大学からワシントン大学に移籍したばかりであるが、ワシントン大学ロースクールの伝統のあるアジア法研究所の所長として活躍が期待されている。私がケンブリッジから移動した7月には、ワシントン大学ではすでに夏期休暇に入っており、一部の集中講義を除いて授業は行われていなかったが、テラー先生のご紹介で、トーマス・アンドリュウス先生と交流する機会を与えられ、先生のご自宅にも家族でご招待を受けた。アンドリュウス先生は、いわゆるリーガル・プロフエッションの専門家であり、今年末に一橋大学の招聘で来日される予定があり、立命館大学においてもセミナーを開催することになっている。また、私の研究テーマとの関係では、若手のピーター・ニコラウス先生とも交流する機会

を得ることができた。ニコラウス先生はハーバード出身であり、UWには着任したばかりであるが、国際民事訴訟法にも関心が高く、今後の共同研究のパートナーとして交流を深めていきたいと考えている。因みに、彼は、レバノン生まれで、最近では空港で良くテロリストに間違えられて検問で辟易していると漏らしていた。人種の垣根のアメリカでの何とも言えないエピソードである。

今回のシアトルでのメインイベントは、何とんでも「ターニング・ポイントとしての日本法」と題する国際シンポジウムであった。最も注目すべきは、日本法の大家であった故ダン・ヘンダーソン教授のお弟子さんが全米から集結した点である。ダンの一番弟子はセントルイスにあるワシントン大学のジョン・ヘイリー教授である。蝶ネクタイ姿で粋なアメリカ人といった感じであるが、日本のロースクールの議論になると、これまでのエリート大学教育について痛烈な批判を展開していた。他方、これに対して東大の内田貴先生が極めて流暢な英語で、淡々とロースクール問題について皮肉交じりのコメントをしていた点は大変興味深かった。今回のシンポジウムでは、アメリカにもかなりの日本法の専門家がおり、とりわけ若手研究者の中には自由に日本語を操ることができるロースクール教員が存在していることに驚かされた。また、シンポには、日本側からは、現職の検事総長が参加され、小島武司、谷口安平、田中成明各先生など、ちなみにUWの縁のある各大学の法学部教員や法曹界からも多数参加されていた。UWには、従来より弁護士、特許庁、裁判官が定期的に留学している。シアトル滞在で大変貴重な体験となったのは、UWでとりわけ知的所有権を勉強して

いる日本の若い世代の方々と交流であった。短いシアトル滞在の最後に、10名ほど日本人学生の皆さんが我々を囲んで夕食会をしようと呼びかけていただいた。彼らは、第一線で活躍している弁護士、特許庁の専門官、裁判官、企業の法務部の方々である。私の僅かなドイツ留学の体験談に真剣に耳を傾けてくれた。私は、日本を離れてもう一度ニュートラルな立場で日本を見詰め直す絶好の機会が留学の一番重要なポイントであること、そして、なかなか難しいかもしれないが、決して情報を自分だけで抑えないで、できるだけ多くの人と共有することが留学する場合には重要であることを、若い日本人学生達に訴えてみた。夕食後、キャピトル・ヒルの我が家に皆を誘ってワインを飲みながら各自の人生談義が夜遅くまで続いた。

またシアトル滞在中には、上田学部長、市川、大久保各先生方がバンクーバーを訪問された際にUBCを訪問したり、サンフランシスコに留学中の藤本先生とヘスチングス・ロースクールのリチャード・マーカス先生（来年度民事訴訟法学会で招聘予定者）を訪問したり、パークレーの若手の先生方とも交流する機会を得た。

以上が私のアメリカ留学における各地のロースクール巡りの顛末である。今回のアメリカ留学で課題として掲げた通り、今後はアメリカの研究者と継続的に地道な学术交流を展開していきたいと考えている。少し地域的には領域を広げすぎた感もあるが、未知数のアメリカという學術市場において交換した250枚のビジッド・カードのうち、打率一割だとしても、二十数名の気の合った方々と着実な学术交流が推進できればと考えている。

(でぐち・まさひさ 民事訴訟法)

## 2001年アメリカ、バークレイ

渡辺 千原

2001年8月17日、私は夫とともに渡米した。ロサンゼルスダウンタウンで2泊して、アメリカで「治安が悪い」ということは、怪しげな人がうろついていることではなく、誰も町を歩いていないことなのだを知った。おのぼりさんらしく、ディズニーランドに遊びに行って、肥満が社会問題になっていることを実感した。

8月24日に観光を終えた夫が帰国して、私のバークレイでの留学生活が始まった。バークレイは、サンフランシスコからベイブリッジを渡ったイーストベイに位置する大学町である。60年代末から70年代はじめにかけて学生運動の拠点となったことは有名だ。

カリフォルニア大学バークレイ校は、ノーベル賞受賞者を多数輩出している有名校であるだけでなく、地の利もよく、アメリカ中、世界中から研究者が集まる。私がお世話になった法と社会研究センターでも毎週、多い

ときは連日のように著名な研究者のトークが催されていた。このセンターは、ロースクールの付属研究機関であり、法史学、法社会学、法哲学、法と経済学、法心理学など法の学際的研究を手がける研究者が専任として所属し、JSP(jurisprudence and social policy)という博士課程のプログラムを提供している。センターの教授は、ロースクールの教授を兼任しており、センターの授業はロースクールの学生にも開放されている。センターの授業やトークは、将来弁護士を目指すJDの学生が幅広い学問領域に触れる上でも、ロースクール専任教員が自分の研究を深め、関心の幅を広げるためにも非常に有益かつ効率的な方法であると感じた。そのほかにも、研究と学生の教育が互いに無駄なく相乗的にできるシステムが整っていることには感服した。

さて、そうして意気揚揚と始まった留学生活であるが、ある朝の目覚めとともに狂い始



大学職員のストライキ風景。この日の授業の多くは、大学外の施設にふりかえられた。

めた。9月1日いつものように朝食を用意してテレビをつけると、ニューヨークの町が煙につつまれ、ペンタゴンには飛行機が突っ込んでいた。「一体これは何なんだろう」と、チャンネルをひねると、どの局も同様の映像。それが現実のリアルタイムの映像であることに気づくのにしばらく時間を要した。その時点では、ブッシュ大統領の居場所が明らかにされず、さらに何機かもハイジャックされているとの情報もあり、報道は混乱を極めていた。とにかく、とんでもないことが起こっているということだけははっきりとしていた。それでも、家にいても仕方がないので大学に出向いた。休校にはならず、通常どおり授業は行われていたが、大学も騒然としており、いつもは活気あふれる不法行為の授業も、教授の声は上ずっていて学生の携帯電話が鳴り響いていた。ロースクールの学生には、ニューヨークやワシントンに親兄弟など関係者がいる者が多かったようである。その日予定されていたトークは中止になった。

その後は周知のとおり。テロは戦争行為とラベリングされて、国民の愛国心がかきたてられ、開戦は当然、それに異を唱えるのは非国民であるというようなムードがあっという間に蔓延した。世界貿易センタービルの被害者救済のなか二次被害にあって亡くなった消防士や、ハイジャック犯と戦ってホワイトハウスへの攻撃を阻止したとされる飛行機墜落の犠牲者たちは、ヒーローと呼ばれた。家々には星条旗が掲げられ、メジャーリーグのファイニングには、「ゴッドブレスアメリカ」が斉唱されるようになった。ベトナム戦争時代、はげしい反戦運動が繰り広げられたパークレイでは、反戦運動が起こり始めたものの、その規模と勢いは十分とは思われなかった。それでも全米では稀有の動きだっただろう。表現の自由を重んじる国で、戦争に反対するのはタブー視された。パトリオット法案はあっという間に通過したし、イスラム系アメリカ人への嫌がらせもあとをたたなかった。日本人としては、このテロを、「パールハーバー奇襲再来」のように言及されること

にも懸念と不安を覚えたものだが。

自由を歌う国家が、これほど簡単に全体主義的な雰囲気につつまれてしまうことには、率直に言って非常にショックであった。そして、比較的スムーズに滑り出していた研究生生活にも支障が生じた。空路が混乱したため、予定されていた多くのトークは中止された。

開戦すると、カリフォルニアの青い空に、飛行機の音が響くようになる。近くに軍事基地があり、そこから出撃するらしいのと、警戒巡回の音だったようである。その後の炭疽菌事件は、「どこでも被害は生じる。次は天然痘、あるいは核兵器かもしれない」という恐怖を撒き散らした。実際、事件のピークのころに、大家さんがずいぶん昔に出した手紙がフロリダ（は、炭疽菌被害者が出た地域のひとつ）から宛先不明で送り返されてきたときには、不気味で素手でつかむことができなかった。西海岸でも、ベイブリッジやゴールデンゲートブリッジ爆破計画の存在が発表され、地下鉄の利用者が一時的に増えたが、それも海底をくぐるときには各車両で警察官が警備にあたっていた。重い空気が西海岸までも覆っていた。

しかし、アメリカは想像以上に大きく、それも手伝って熱伝導が最初に見えたほどにはさしてよくない国であった。連邦主義をとり、分権化が制度的に徹底しているだけでなく、人種も多様で、それぞれの人種はそれなりのコミュニティを持ってさして交じり合わないで暮らしている。人種と階層がぴったりと重なるわけではないが、貧困の差も大きい。そんな社会の重層性が、さまざまな意見や運動を胚胎させるのに役立っているように思えた。実際、パークレイの隣町のオークランド出身の議員は上院で唯一開戦に反対し、パークレイ市は全米で唯一反戦決議を出した。たとえ、それが唯一であっても、ゼロではない。それが多様な意見を尊重する姿勢を回復していく風穴として機能していくしなやかさは確かにあった。家々に掲げられていた星条旗も年明けには雨期の始まりとともに、少しずつ減っていった。そして、雨期が明け



カリフォルニア大学のシンボル、  
セイザータワーと門

た4月に星条旗が再び戻ることはなかった。

私が住んでいた西海岸は、実際のテロが発生した現場からは飛行機でも5時間以上かかるし、特にバークレイはアメリカの典型的な町とは言えないところである。そんな町から見た今回の同時多発テロは、ニューヨークや

ワシントンで体験するそれとも、中西部の町で体験するそれとも大きく異なっただろう。それでも、アメリカの一体感のようなものが急速に作られ、実際にアメリカ全土をテロの標的とされるなかで、国という単位と境界の不思議な強固さを感じたというのもまた事実である。

以上、渡米まもなく、9月11日を迎えてしまった留学生活ではあったが、決してテロや戦争で狂いっぱなしで終わったわけではない。「国内線は当分乗るな」というアドバイスも早々に忘れ、ワシントン、ニューヨークをはじめ月に一度は飛行機に乗って遠出をしたし、いったん中止になっていた多くのトークも1月からの春学期には復活した。むしろその平常ぶりに時折罪悪感を覚えるほどであった。

そして気が付くと、あっという間に在外研究期間は終わり、夏季

集中講義を控えて先ごろテロ一周年の前日、9月10日に帰国した。帰国してみると、1年間で夢だったような気にさえなる。さて、肝心の研究成果であるが、これはまた別の機会にご報告することにしよう。

(わたなべ・ちはら 法社会学)

#### 法学部関連の主な学術交流・研究活動(2002年8月~11月)

- |          |   |
|----------|---|
| 02年8月30日 | 立命館大学法学部叢書1号発行: 吉村良一氏 『公害・環境私法の展開と今日的課題』  |
| 02年9月27日 | 金融法務研究会: 鹿児島大学法文学部助教授 米田憲市氏「組織からみる企業法務 - 紛争の組織内処理過程」                                      |
| 02年10月5日 | 国際学術交流研究会: フランクフルト大学法学部教授 Peter Gilles氏「法曹養成2003年 - 最近のドイツにおける改革議論について - 」 通訳 出口雅久氏・本間 学氏 |

- 02年10月15日 中間団体研究会：大久保史郎氏「法科大学院での憲法教育と中間団体研究」
- 02年10月18日 国際学术交流研究会：ボルドー政治学院CERVL-CNRS研究部長 Vincent Hohmann-Martinot氏「新しい政治と政党の変容 - 比較の視点から - 」通訳 堀 雅晴氏
- 02年10月23日 2002年度法学会特別講演会：ドイツ・フライブルク大学教授 Manfred Loewisch氏「EUの労働法」
- 02年11月2日 立命館土曜講座：中島茂樹氏「憲法からみた有事法制」
- 02年11月8日 現代取引法研究会：大河純夫氏「明治前期民事裁判と民法420条成立の意味」
- 02年11月16日 立命館土曜講座：徐 勝氏「東アジアから見た有事法制」
- 02年11月22日 公法研究会：神山圭介氏「テロ特措法と自衛権」、金 英哲氏「『永住外国人』の人権」、手賀直美氏「司法積極主義と消極主義」、久岡洋平氏「外国人の参政権」
- 02年11月29日 公法研究会：村田稔晴氏「学校体罰をめぐる法と教師の実態 教師による体罰克服に向けて - 」、中村知子氏「韓国における日本大衆文化に対する法的統制」、伊達寛明氏「プライバシーの権利」、岩倉大介氏「憲法学からみる労働者の人権」、武内彰訓氏「違憲審査における憲法価値の実現」
- 民法研究会：横山真治氏「コンピュータ・ソフトウェアの多面的保護の課題 - 著作権と特許権の交差領域を中心として - 」、山内章子氏「共有者の一部の者が提起した審決等取消訴訟の適法性について」、稲垣啓氏「商法会計の利害調整機能終焉への懸念」、片岡大輔氏「経営判断に対する取締役の責任」
- 政治学研究会：塚脇裕康氏「リチャード・ローティアーの政治的方法論」、鈴木康太氏「政策評価の課題と展望」

法学部定例研究会：法政研究会・公法研究会 / 民法研究会 / 政治学研究会・  
刑事法研究会

学術研究プロジェクト：人文科学研究所 / 国際言語文化研究所 /  
国際地域研究所 / 衣笠総合研究機構

立命館大学法学部ニューズレター

第31号 (2002年12月)

編集：立命館大学法学部ニューズレター編集委員会

発行：立命館大学法学部研究委員会・立命館大学法学会

京都市北区等持院北町5-6-1

TEL. 075-465-1111(代) / FAX 075-465-8294

<http://www.lex.ritsumeikan.ac.jp/>









